議案第２８号

四條畷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年１２月１日　提出

四條畷市長　　銭　谷　　翔

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）により、引用条項等の整理が必要となったため、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四條畷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項第１号中「国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。」を「法第１８条の２７第１項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号。以下この号において「改正法」という。）附則第１２条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第１２条の５第３項に規定する事業実施区域であった区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第１５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第１２条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士」に改める。

第１２条中「第３３条の１０」を「第３３条の１０第１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。